

在宅医療専門部会の開催

日時：平成30年10月19日（金） 15:00～17:00

場所：山形市医師会館 4階 大ホール

内容： 協議（１）在宅医療の拡充に向けた今後の取組みについて
 （２）入退院調整ルールの統一に向けた検討について
 （３）在宅医療専門部会委員の任期について

◇ 在宅医療専門部会での意見（まとめ）

（１）在宅医療の拡充に向けた今後の取組みについて

- ・在宅医療を実施している医療機関と歯科の連携率は10%に止まっている状況であるため、歯科が在宅医療に貢献できる余地は大きいと考えている。在宅の患者が最期まで経口摂取できるよう関係機関と連携しながら支援していきたい。
- ・小児への在宅医療について、地域のサービス提供体制が少ないといった課題が見えてきているので、研修会でも多職種で演習を通じて課題の掘り起こしをするとともに、連携を図っていきたい
- ・診療報酬と介護報酬の同時改訂があったが、その内容は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」が重視されたもので、ターミナルケア加算や看取り加算等を取るためにも重要になっており、周知徹底していく必要がある。

⇒医療的ケア児の支援については、県医師会では検討会を立ち上げており、県でも全体の協議会の設置、地域ごとの検討委員会の設置に向けた準備をしている。来年度以降県でも医療的ケア児の支援事業を進めていくことを考えている。

⇒在宅医療費推進事業費補助金を活用し、在宅医療の拡充に向けて取り組んでいく。

（２）入退院調整ルールの統一に向けた検討について

○入退院調整ルール検討プロジェクトの設置と今後の進め方について、提案した。

- ・名称について、ルールとは規則であり、守れなければ規則違反というイメージが強いので、他の表現にできないか。
- ・山形市医師会在宅医療・介護連携室ポピーと山形市が中心となり、山形市入退院支援フロー（地域版）を作成し、普及に努めている。規則という意味合いのルールではなく、お互いに理解して共有していく意味でのルール化に向けて動いている。
- ・在宅医療においては、患者が、介護保険を活用できる場合の連携は必須。高齢化の状況や入院を契機として介護保険活用の必要が生じるケースが多くある状況であることから、規則のようなルールまでいかなくとも、どこの病院においても同じように連携が図られる必要はある。

⇒名称については、今後検討していく。それ以外については、承認された。

（３）在宅医療専門部会委員の任期について

⇒地域保健医療協議会の委員の任期に部会の任期も併せて改選することについて、承認。